

## 質疑・回答書

告示番号	件名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥消化タンク設備外実施設計業務委託
No	質疑事項	回答
1	<p>特記仕様書について質疑致します。</p> <p>・第1条 一般事項に『基本設計・実施設計を行うものである。』との記載がありますが、第4条には、詳細設計業務の記載がございません。</p> <p>実施設計(詳細設計)業務と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、基本設計については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。もしくは、第12条発注者で準備できる資料には記載がございませんが、基本設計図書は借用できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本委託は実施設計業務です。</p> <p>基本設計図書は、受注後貸与します。</p>
2	<p>特記仕様書について質疑致します。</p> <p>・第5条 基本的な考え方に『3)省エネを考慮した施設となるよう設計すること』との記載がありますが、汚泥消化タンク、送風機室の改築レベルは、3となっております。改築レベル2となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>汚泥消化タンク、送風機室の改築レベルは3であり、設計変更の対象ではありません。</p>
3	<p>特記仕様書について質疑致します。</p> <p>・送風機室の建築機械、電気的设计範囲について改築レベル3の記載がございますが、対象設備が位置図のみでは不明確です。設備名もしくはストックマネジメント計画の対象設備を開示下さい。</p> <p>また、改築レベル2となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>送風機室の建築機械設備は、換気設備です。建築電気設備は、換気設備に関する電気設備と照明・コンセント設備と消火災害防止設備です。改築レベルは3であり、設計変更の対象ではありません。</p>
4	<p>特記仕様書について質疑致します。</p> <p>・第5条 基本的な考え方に『撤去対象箇所については、すべてアスベスト調査を行うこと』との記載があります。この費用は、今回の設計書のどの部分に見込んでいただいているでしょうか？</p> <p>また、撤去対象箇所についての開示をお願いいたします。</p>	<p>アスベスト調査費用は、直接人件費に見込んでいます。</p> <p>撤去対象箇所については、本委託の実実施設計において撤去対象となる箇所、全部です。詳細は受注後協議とします。</p>
5	<p>設計書について質疑致します。</p> <p>・第2号代価表の直接経費の内訳をご教示下さい。</p>	<p>直接経費には、電子成果品作成費を計上しています。</p>
6	<p>特記仕様書について質疑致します。</p> <p>・第4条 業務内容 汚泥消化タンク土木には杭基礎の設計は含まれておりますか？含まれておらず、必要となった場合設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>汚泥消化タンク土木には、杭基礎の設計は含まれています。</p>